

# 農地法許可等審査要領

与謝野町農業委員会

作成日：平成18年 8月 1日 与謝野町農業委員会  
令和 5年 4月 1日 最終改正

## 与謝野町農業委員会農地法許可等審査要領

### ◎趣 旨

与謝野町において、農地の適正な権利移動、転用等が行われその有効利用と優良農地の確保が図れるよう与謝野町農業委員会農地法許可等審査要領を定める。

なお、この要領は

1. 農地法許可等審査要領共通事項
2. 農地法許可申請等の事務手続の流れ
3. 農地法第3条（所有権移転等）の許可申請に関する審査要領（権利の移転・設定）
4. 農地転用について
5. 農地法第4条、第5条許可申請に関する審査要領
6. 200㎡未満の農業用施設用地等に係る転用届出について
7. 非農地証明交付審査要領
8. 形状変更届出書審査要領

に分類し、各々について審査要領を定めるものとする。

また、各種申請等について必要な書類等については

9. 農地法許可申請等に必要添付資料一覧表  
に掲げるものとする。

## 1. 農地法許可等審査要領共通事項

### 1. 総会日について

毎月8日前後とし、与謝野町農業委員会総会会議規則による。

### 2. 申請・届出の締切りについて

毎月20日とする。

但し、休日の場合は、その翌日以降の開庁日とする。

### 3. 現地確認について

総会までに下記申請については、現地確認を行う。

#### ① 現地確認を必要とする案件

農地法第4条、同第5条、形状変更、非農地証明

#### ② 確認立会者

現地確認委員、事務局、必要により申請者も立会う。

### 4. 審議について

総会を開催し審議する。また、農業委員会会長が必要と認めた場合は、申請者等を召喚し説明を求めることができる。

現地確認を行った案件については、現地確認委員が現地確認の所見を述べる。

### 5. 許可書等の交付について

申請者または申請者代理人（行政書士等）への許可書等の交付にあたっては、受領印または自筆のサインにより交付するものとする。

### 6. 標識板の交付について

形状変更の許可（承認）については、標識板を作成し、申請者または申請者代理人（行政書士等）に許可（承認）書とあわせて交付する。

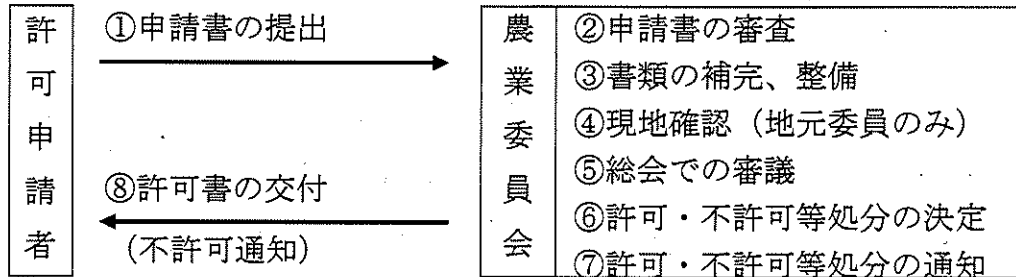
### 7. 委任状の添付について

本要領に掲載している農地法許可等に係る手続きについて、申請人以外の者が書類提出等を行う場合は、必ず委任状を添付することとする。

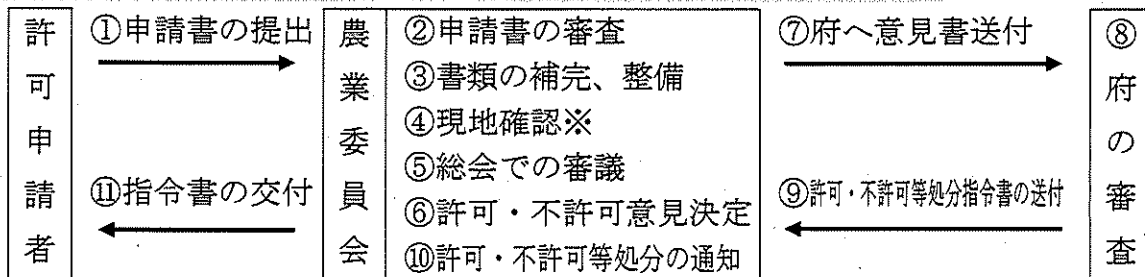
## 2. 農地法許可申請等の事務手続の流れ

### 1 農地法第3条の許可申請の流れ

個人又は法人が町内にある農地を取得する場合



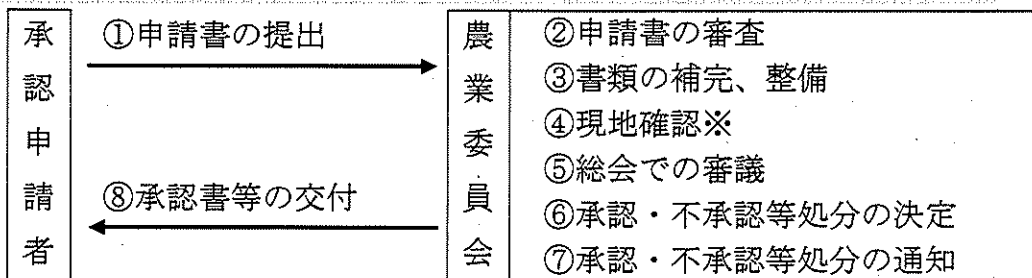
### 2 農地法第4条・第5条の許可申請の流れ



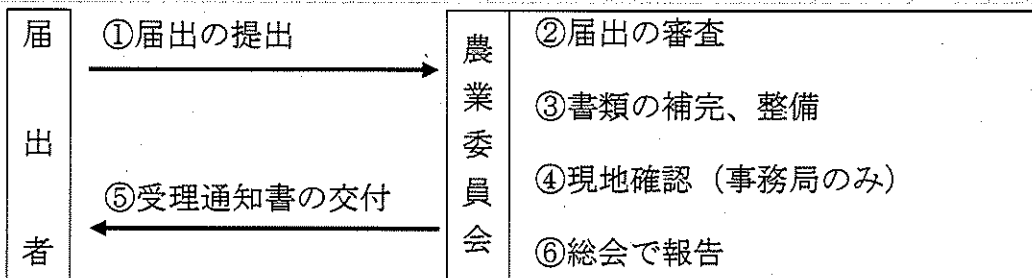
※ H28.4より農業委員会ネットワーク機構(京都府農業会議)へ意見を聴くのは農業委員会となった。(30a超の転用は、法令により必須)

※ 30a以下の転用もネットワーク機構へ意見を聴くことができるが、原則聞かないことにする。(H28.3.30、H28.4.8確認)

### 3 非農地証明書・形状変更承認書 交付手続の流れ



### 4 200m未満の農業用施設用地等の転用の届出 受理通知交付手続の流れ



※現地確認は現地確認委員+事務局、地元委員がそれぞれ行う。

### 3. 農地法第3条の許可申請に関する審査要領(権利の移転・設定)

#### ◎趣 旨

農地法の目的である「農地を効率的に利用する耕作者による地域との調和に配慮した農地の権利取得を促進」する原則を徹底するため、農地法第3条の法令及び処理基準を補完する審査要領を定める。

#### ◎審査基準

##### 1 農地法第3条による許可申請について

審査にあたっては、同処理基準のほか次の基準を満たすこと。

- (1) 許可を受けようとする者は、許可申請書に『農地法許可申請に必要な添付資料一覧表』に掲げる書類を添付して農業委員会に提出する。
- (2) 農地を取得しようとする者は、その者またはその者の世帯員等が権利を有する全ての農地を効率的に利用していなければならない。  
町外の者が与謝野町内の農地を取得する場合、主に営農している属地委員会の耕作証明書等により全ての農地を効率的に利用しているか確認する。  
ここで言う全ての農地には、山間谷地田等、生産力、立地条件から見て耕作が困難な農地は含まない。
- (3) 農地を取得しようとする者は、地域との調和に配慮し、3年以上継続して全ての農地を効率的に利用することの誓約書を提出しなければならない。
- (4) 農地を取得しようとする者は、取得する全ての農地を効率的に利用できることを明らかにしなければならない。
- (5) 新規参入者が農地を取得しようとする場合は、地域との調和や適切な役割分担の意向を十分に確認し、全ての農地を効率的に利用するために必要な「機械、労働力、技術」を含む具体的な営農計画を、申請書その他の書面で明らかにしなければならない。

##### 2 審査方法

- (1) 申請農地の審議に先立って、当該申請案件に係る全部効率利用要件や地域調和要件を確認するため現地調査を行う。(売買に限る)  
なお、審査を厳正に行わなければならない場合(耕作以外の土地を利用した事業を行っている者、新規就農者や当該地域への新規参入者の農地取得)、あるいは「周辺地域と異なる作物や営農方法」等が計画されている場合は特に慎重に調査し、必要に応じて「適切な対策」をとるよう指導する。

- (2) 他市町村からの入作者の農地取得(初回のみ)、新規就農者の農地取得の場合は、会長・地元委員等により総会審議までに面談を行い、経営の方針・取得後の農地の活用方法等を聴取する。また、その他必要と認める場合は、総会に申請人の出席を求めることができる。
- (3) 新規就農者の農地取得については、就農する意欲・能力・就農条件等を総合的に判断するため、本人の参画を得て事前審査を行う。
  - \* 農作業に常時従事しない個人及び一般法人の農地の権利取得(条件付き貸借に限定)については、所有権以外の権利取得となるが、特に慎重に審査するため、新規就農者と同様に扱うこととし、(2)(3)を適用する。

### 3 事後指導の徹底と対策

- (1) 農業委員会は、毎年、管内農地の利用状況調査とあわせて、許可済農地の現地調査を行う。
- (2) (1)により不適切な利用状況が判明した場合は、農地法に基づいて、所有者等に対する是正指導を行う。
- (3) (2)の指導に従わない者については、所有者等に対する「遊休農地の通知」(所有者等が不明の場合は遊休農地である旨の公告)を行い、所有者等に「利用計画」を提出させる。
  - その後、農地法に基づいて、一連の「必要な措置」を講じる。
- (4) 農業委員会は、申請人が地域の土地利用に協力するとともに、集落の営農組織に協力する旨を指導する。

## 4. 農地転用について

### (1) 農地転用許可を判断する基準について

許可基準は、農地が優良農地か否かの面からみる「**立地基準**」と、確実に転用事業に供されるか、周辺に影響を与えないか等の面からみる「**一般基準**」に分かれる。

農地法において定められた許可の**立地基準**の概要は次のとおり

#### ① 原則不許可となる農地

◎ 農用地区域にある農地

◎ 第1種農地（集团的に存在する農地、その他の良好な営農条件を備えている農地）

◎ 第2種農地（市街地の区域内又は市街地化の傾向が著しい区域に近接する区域その他市街地化が見込まれる区域内にある農地）

#### ② 許可できる農地

◎ 第3種農地（市街地の区域内又は市街地化の傾向が著しい区域内の農地）

農地法において定められた許可の**一般基準**の概要は次のとおり

#### ① 農地を転用して申請に係る用途に供することが確実か？

◎ 転用行為を行うのに必要な資力及び信用があるか。

◎ 転用行為の妨げとなる権利（小作権・仮登記・地役権等）を有する者の同意を得ているか。

◎ 許可を受けた後、遅滞なく用途に供する見込みがあるか。

◎ 他法令の許可見込みがあるか。（道路法・都市計画法等）

◎ 一体的な土地利用が見込まれるか。又、転用面積は妥当か。

◎ 土地造成のみを目的とした転用ではないか。

#### ② 周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずる恐れがないか？

◎ 土砂の流出又は崩壊その他の災害が発生しないか。

◎ 農業用排水施設の有する機能に支障を及ぼさないか。

◎ 周辺の農地に係る営農条件に支障がないか。

・ 集团的に存在する農地を蚕食し、又は分断していないか。

※ 蚕食（さんしょく）→ 片端からだんだん侵略すること。

・ 日照、通風等に支障を及ぼさないか。

・ 農道、ため池その他の農地の保全又は利用上必要な施設の有する機能に支障を及ぼさないか。

## (2)添付書類について

農地法施行規則で定められた添付書類

1. 申請者が法人の場合、登記事項証明書及び定款又は寄附行為の写し
2. 地図及び土地の登記事項証明書
3. 建物等施設の位置を明らかにした図面
4. 事業実施のための資力及び信用を証する書面
5. 所有権以外の権利者の同意書
6. その他参考となる書類

事務次官通達で定められた添付書類

- 1から5については、ほぼ同じ
6. 当該事業に関連する取水又は排水につき水利権者その他関係権利者の同意を得ている場合には、その旨を証する書面  
※隣接農地所有者・水利組合等（野田川地域（岩屋地区を除く）においては、農業用施設維持管理組合、加悦地域・岩滝地域及び岩屋地区は農事実行組合）の同意書
7. その他参考となる書類

## (3)隣接農地所有者・水利組合等の同意書について

農地法施行規則で定められた添付書類では、「6.その他参考となる書類」とされており、これを補う通達では、「6.水利権者その他関係権利者の同意を得ている場合には、その旨を証する書面」という表現となっているため農業委員会の判断に委ねられることになる。

①水利組合等の同意書は、法令通達に基づく必須の添付書類ではないが、同意がないことは関係農業者の理解が得られていない計画であり、同意がないままに転用が行われた場合、営農上支障が及ぶことが予想されたり、以後において制限なく同意のない転用を助長する恐れがあるため、最低限の同意として添付を求め、正当な理由なくして未添付とならないよう指導していく。

②隣接農地所有者の同意書は、京都府の指導に基づき次の（４）のとおりとする。



#### (4)隣接農地への被害防除の考え方

##### ①基本的な考え方

どのような農地転用事業でも、隣接農地に何らかの影響は出るものと思われるが、農業委員会が府への意見の進達で「転用は問題あり」とできるのは、日照・通風・耕作等営農上著しい影響を及ぼすことが明らかであると判断できる場合のみと考える。

##### ②同意書の取扱いについて

隣接農地に与える影響を農業委員会が判断するのは非常に難しいため、隣接農地所有者の同意があれば「自分の農地への被害が無いと認めている」と理解できることから、判断する材料として隣接農地所有者等の同意書の添付を求めてきた。

しかし、農地の被害とは直接関係のない理由、例えば人間関係や転用事業そのものに対する反対等でどうしても同意が取れない場合は、同意が取れない理由と経過を記載した書面、著しい被害が発生しないような適切な措置とその説明書等の添付を求め判断することになる。

従って、隣接農地や農業用施設等に影響を及ぼさないと認められるにもかかわらず、同意書がないことだけをもって申請書を受理しない又は審議を保留とすることはできない。

## 5. 農地法第4条、第5条許可申請に関する審査要領

### ◎趣旨

この基準は、優良農地を確保して農業生産力を維持し、農業経営の安定を図るとともに農業及び農業以外の目的のための土地利用関係を調整して、その合理性を図るため農地転用を適正に規制し、もって健全な地域経済に寄与することを目的とする。

### ◎農地転用申請について

#### 1 農地法第4条及び第5条による許可申請について

(1) 許可を受けようとする者は許可申請書に「農地法許可申請に必要な添付資料一覧表」に掲げる書類を添付して、農業委員会に提出する。

(2) 上記の添付資料のうち用排水関係及び隣接農地等関係者の同意書について、農地転用という点から見ると農業は受動的な立場にあり、多かれ少なかれ影響を受けるのが実情である。そのため、その影響が許容の範囲であるかどうか、あるいは水路、道路、隣接農地への被害防除措置がなされるかどうかを判断するための添付書類とする。

ただし、水利組合等の用排水関係者や隣接農地所有者等、申請農地に係る同意書が特別の事情で添付できない場合は、次に掲げる書類を京都府及び農業委員会に提出するものとする。

ア 水利組合等の用排水関係者や隣接農地所有者等、申請農地に係る関係権利者の同意書が添付できない理由書

イ 被害防除を立証する書類

ウ その他京都府及び農業委員会が必要と認める書類

(3) 露天資材置場・露天駐車場等の無建築物転用については、その一部が ①農業者以外による農地取得、②地目変更と売買、③目的外転用、④残土・産業廃棄物の捨場確保等の手段として悪用されている場合が見受けられる。そのため、悪質な無建築物転用の発生を防止するとともに、許可後の転用事業の確実な実現を図るため、確実性及び必要性を証する次に掲げる書類を添付して委員会に提出する。

ア 「現有資材置場・駐車場利用状況調書」及び利用状況を示す「写真」。ただし、写真は申請前1ヶ月以内に撮影したものとする。

## 2 審査基準について

(1) 申請について次の各事項を検討し、適否の意見決定をするものとする。

### ア 申請目的実現の確実性

- ① 申請者が許可を受けたあと、遅滞なく申請に係る土地を申請の目的に供するものと認められること。
- ② 申請目的の実現について法令等による許認可等を要する場合は、当該許認可等の見込みがあること。
- ③ 申請目的の実現に必要な資金の調達等についてその見込みがあること。

### イ 計画面積

- ① 申請面積が、その申請目的実現のため必要な最小限度の面積であること。
- ② 大規模な施設の建設等で、当該建設事業の計画が長期に渡るものについては、期別計画に従って必要な面積について申請されたものであること。  
ただし、当該事業の計画の一体性を見地からこれを分割することが著しく困難なものにあつては、この限りでない。

### ウ 位置

- ① 申請された農地の位置と周囲の農地、市街地等との関連を検討し、集団農地を蚕食する等の農業生産条件に及ぼす影響が少ないと認められること。

### エ 用排水

- ① 申請に係る事業が用水を取水し又は廃水を排水する場合で、当該取水又は排水について法令等による許認可を要するときは、当該許認可の見込みがあること。
- ② 申請に係る事業が取水し又は排水する場合には、その時期、方法、水量、水質等について、農業、水産業等の産業又は公衆衛生等に及ぼす影響が少ない場合で関係者の反対がないこと。

### オ 被害防除

- ① 転用に伴い、土砂の流出、堆積、崩壊等の恐れのある場合又は当該事業により生ずるガス、湧水、粉塵、捨石等により付近の農業、水産業等の産業又は公衆衛生等に影響を及ぼす恐れのある場合において、必要な防除措置がとられていること。
- ② 近傍農地の日照、通風、通作等に著しい影響を及ぼさないこと。

### カ 一時転用

- ① 一時転用の場合は、事業完了後における原状回復の措置が適切に行われるものであること。特に実施時期、方法、費用の負担等が明らかにされているものであること。

キ 転用候補地内に道路、水路等がある場合の取扱

① 転用に伴い道路、水路、ため池等を廃止する場合は、代替施設を設置する等、その廃止が近傍の農業生産条件に著しい影響を及ぼさないよう措置するものであること。

(2) 前項1の(2)の取扱については、許可基準に照らし合わせて検討し、隣接農地所有者、水利組合等の意見を聞く他、農業委員会が必要と認めた場合は、申請者を総会に召喚し説明を求めるなど、慎重に意見決定する。

(3) 3,000㎡を超える農地転用について

農地法の転用許可申請において、3,000㎡を超える申請については、京都府に意見書を提出する前に京都府農業会議に意見聴取を行わなければならないため、特に慎重な審査を行うものとする。

### 3 現地確認について

- (1) 転用申請等(形状の変更も含む)があった場合は、総会までに現地確認を実施する。
- (2) 無建築物転用に当たっては、農業委員が必要と認めた場合には申請地だけでなく、管内にある現有資材置き場・駐車場等の全てについて現地確認を行うことができる。

### 4 転用事実証明について

- (1) 農地法の許可後に転用が完了した場合、農業委員会は申請者に対し、転用事実の証明願(様式第4号)を提出させることとし、転用事実の証明願をもって地目変更を行うように指導する。
- (2) 申請者から転用事実の証明願の提出があった場合は、事務局員が現地確認を行うこととし、目的どおりに転用事業が完了したと認められた場合に発行するものとする。

様式第4号

## 農地転用事実の証明願

下記の通り農地法に基づく許可を受けた土地については、許可目的の通りの事業を実施し、現に農地でなくなりましたので、このことを証明願います。

令和 年 月 日

届出人 住 所

氏 名

与謝野町農業委員会会長 様

記

1. 許 可 年 月 日
2. 許可指令書の番号
3. 許 可 権 者 京都府知事
4. 許 可 の 根 拠 農地法第 条
5. 許可を受けた当事者
6. 許可を受けた転用目的
7. 許可を受けた土地

所 在	地 番	地 目		面 積 m <sup>2</sup>	備 考
		台 帳	現 況		
与謝野町字 小字					
与謝野町字 小字					
与謝野町字 小字					
与謝野町字 小字					

上記の通り相違ないことを証明する。

令和 年 月 日

与謝野町農業委員会会長

## 6. 200 m<sup>2</sup>未満の農業用施設用地等に係る転用届出について

### ◎趣旨

農地法施行規則第29条に基づき、農業用施設は農業経営上必要不可欠なものであることから、農地法第4条の適用除外（許可不要）とされている。しかし、農業経営上必要不可欠とはいえ農地転用の一つとしてとらえ、与謝野町農業委員会では独自の届出制度を設け、一定の基準を定め適正な指導を行うことにより、周辺農地等への被害を未然に防止するとともに適切な維持管理を行わせるものとする。

### 1 届出に係る農業用施設

(1) 農地法施行規則第29条第1号に定める農業用施設等に供する用地とする。

ア 自己の農地の保全又は利用上必要な施設（農道、用排水路、土留工、防風林等）

※面積の制限はなく、転用届出も不要

イ 200m<sup>2</sup>未満の農業用施設（温室、畜舎、作業場等）

※建築物の面積だけでなく、付随する進入路等を含め、農地でなくなる面積の合計が200m<sup>2</sup>未満であること。

### 2 200m<sup>2</sup>未満の農業用施設用地等に係る転用届出について

(1) 農業用施設用地に係る転用を行うものは、農地法の許可を要しない転用の届出書（様式第1号）を提出するものとする。

(2) 申請は、当該土地の登記簿記載の所有者が行うものとするが、所有者の同意があり、かつ農地法又は農業経営基盤強化促進法に基づく貸借契約が行われている場合は耕作者でも差し支えないものとする。

なお、前述の貸借契約が行われていない場合であっても、同時に前述の貸借契約の手続きを行う場合には耕作者による申請でも差し支えないものとする。

(3) 届出書には、「農地法許可申請等に必要な添付資料一覧表」に掲げる書類を添付するものとする。

その他、特に農業委員会が提出を求めた場合はその書類を添付しなければならない。

### 3 受理基準について

- (1) 農地法第4条及び第5条の転用審査基準に準ずる。
- (2) 申請人の農業経営上必要なものであること。

### 4 現地確認について

- (1) 200㎡未満の農業用施設用地等に係る転用届出があった場合は、事務局が現地確認を行うこととする。

### 5 200㎡未満の農業用施設用地等に係る転用届出の審議について

- (1) 届出受理書の交付は、受理通知書(様式第2号)を交付し、農業委員会総会で報告するものとする。

様式第1号

農地法の許可を要しない転用の届出書  
(200㎡未満の農業用施設用地にかかる転用届出について)

令和 年 月 日

与謝野町農業委員会  
会長

様

住所 与謝野町字

氏名

連絡先 TEL

下記の農地は農地法第4条第1項第9号により農地法の許可を要しない転用に該当するため、当届出書を提出し、農地以外のものに資するものとします。

記

所 在	地 番	地 目		面 積 (㎡)	転 用 目 的
		登 記	現 況		
与謝野町字				の内	

工 期

令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

添付書類

全部事項証明書、公図、土地の位置図、承諾書、図面（造成計画図、建物配置図、構造図）、  
現況写真、その他必要な書類



様式第2号

# 受 理 通 知 書

与農委会第 号  
令和 年 月 日

与謝野町字

様

与謝野町農業委員会  
会 長

令和 年 月 日付で届出の下記農地を農業用施設用地にすることについて、下記条件を付し受理する。

記

土地の所在	地番	地目		面積 m <sup>2</sup>	備考
		登記	現況		

条 件

## 7. 非農地証明交付審査要領

### ◎趣旨

農業委員会が交付している非農地証明書は、その対象が農地性を失ったものについて行っているため、農地法（昭和27年法律第229号）所定の事務ではないが、農地法及び不動産登記法（明治32年法律第24号）の担当官がそれぞれの職務を全うしていくときに、両法の本旨及びその規定から不回避的に生じる矛盾に対して、非農地証明書の交付がそれぞれの職務遂行上有用な働きをしていることを考慮したとき、一定基準によって証明書が交付されることは法励行指導上やむを得ないものと判断する。

このことは、昭和52年8月11日付け2農政第797号京都府農林水産部長通達を参考に、その執行をしてきたところであるが、近年の農業情勢及び京都府下の実態を踏まえ、この要領により取り扱うこととする。

### 1 非農地証明書交付申請について

- (1) 非農地証明書の交付を受けようとする者は、非農地証明交付申請書（様式第3号）を提出する。

ただし、申請者は当該土地登記簿記載の所有者又はその相続人に限るものとする。

（相続人が2人以上ある場合は、相続人全員の申請であるか又は申請者以外の相続人の同意が取れていること。）

- (2) 申請書には「農地法許可申請等に必要な添付資料一覧表」に掲げる書類を添付するものとする。

その他、特に農業委員会が提出を求めた場合はその書類を添付しなければならない。

### 2 審査基準について

非農地証明書の交付は、農地法第4条第1項ただし書き又は同法第5条第1項ただし書きに該当するもの及び、風水害等不可抗力の災害により農地に復元することが困難なものについてするほか、当該土地が次の各号のいずれかに該当する場合において行うものとする。

- (1) 自然荒廃土地であって、かつ耕作されなくなってから10年以上経過している。
- (2) 人為的に無断転用された土地であって、かつその転用行為が農地法施行日（昭和27年10月21日）以前になされていたもの。

ただし、人為的無断転用であっても、その転用行為が農地法施行日（昭和27年10月21日）以降で10年以上経過している場合は、始末書の提出を求めたうえで総会に諮るものとする。

3 現地確認について

非農地証明書の交付申請があった場合は、総会までに現地確認を行うこととする。

4 非農地証明書の交付について

非農地証明は、農業委員会総会での審議をもって承認し、非農地証明書を交付するものとする。

様式第3号

# 非農地証明交付申請書

令和 年 月 日

与謝野町農業委員会会長 様

申請者  
(連絡先TEL )

下記の土地が非農地であることを証明願います。

記

1. 申請者の住所

2. 土地の所在、地番、地目、面積

土地の所在	地番	地目		面積 (㎡)
		登記	現況	
与謝野町字 小字				

3. 転用した時期 (耕作しなくなった時期)

年 月 日

4. 非農地となった事由及び現況

5. 非農地証明の提出先 (使用目的)

## 8. 形状変更届出書審査要領

### ◎趣 旨

形状変更に係る届出については、農地の効率的な利用（畑地転換・合筆等）を目的とし、宅地造成等を許可する届出ではない。農地法上の許可を要するものではなく、京都府等から通知等が出されているものではないが、形状変更に伴い周辺農地へ被害を及ぼすことが考えられることから、この要領により取り扱うこととする。

### ◎形状変更に係る届出について

#### 1 形状変更に係る届出について

(1) 形状変更に係る届出をする場合は、形状変更届出書（様式第5号）を提出するものとする。

(2) 届出は当該土地の登記簿記載の所有者が行うものとするが、所有者の同意があり、かつ農地法又は農業経営基盤強化促進法に基づく貸借契約が行われている場合は耕作者でも差し支えないものとする。

なお、前述の貸借契約が行われていない場合であっても、同時に前述の貸借契約の手続きを行う場合には耕作者による届出でも差し支えないものとする。

(3) 届出書には、「農地法許可申請等に必要な添付資料一覧表」に掲げる書類を添付するものとする。

その他、特に農業委員会が提出を求めた場合はその書類を添付しなければならない。

(4) 用排水関係及び隣接農地等関係者の承諾書の取扱については、農地法第4条及び第5条審査要領同様の取扱とする。

#### 2 承認基準について

(1) 形状変更を伴うことから農地法第4条及び第5条の転用審査基準に準ずる。

(2) 当該農地の形状変更後に営農がされる見込みの有無。

(3) 形状変更に伴う工事は、出来る限り最短期間で行うものとし、原則1年とし、更に工期が必要と思われる場合は、形状変更工期延長届出書（様式第8号）の提出をもって認める（直近の総会で報告する）。

(4) 必要以上の嵩上げや残土が入る恐れがある場合は、条件を附して許可をする。

- (5) 隣接農地等に被害を与える恐れの有無
- (6) 災害復旧事業等に係る発生土を利用した形状変更については、地域の事情を勘案した上で許可することとする。なお、会長が特に認める場合は事業完了後の耕作を求めない場合がある（ただし、農振農用地を除く）。

### 3 現地確認について

- (1) 形状変更届出書の提出があった場合は、総会までに現地において関係者による計画内容確認を行うこととし、その後に委員による現地確認を行うこととする。

### 4 形状変更届出書の承認について

- (1) 形状変更届出書の承認は、農業委員会総会での審議をもって承認を確認するものとする。また、申請者には、形状変更承認書と標識板（田畑転換届）を交付するものとする。
- (2) 施工者は（1）の承認書を受けた後でなければ、工事に着手してはならない。

### 5 形状変更承認書交付後の耕作確認について

- (1) 当該地について、事業完了後3年間耕作（毎年農地パトロールにて確認）されていることを確認する。
- (2) 事業完了後に耕作されていない等の状況が確認された場合、直ちに申請者に対する是正指導を行う。

### 6 工事の完了について

- (1) 申請者は、工事が完了したときは、農地形状変更完了報告書（様式第6号）を農業委員会に提出しなければならない。

### 7 形状変更届出書の取下げについて

- (1) 形状変更届出書を取下げするときは、農地形状変更届出取下申出書（様式第7号）を提出しなければならない。

## 8 形状変更届出の特例について

- (1) 連担する平坦な農地の畔を取る場合など、土砂の搬入出を伴わない形状変更を行う場合は、形状変更届出書（様式第5号）のみを提出することとする（届出のみ（承認書交付しない）とし、添付書類は一部不要とする）。
- (2) 形状変更届出（特例）があつた場合は、事務局が現地確認を行うこととする。
- (3) 形状変更届出（特例）については、農業委員会総会で報告するものとする。

# 形状変更届出書

令和 年 月 日

与謝野町農業委員会  
会長

様

住所 \_\_\_\_\_  
届出人

氏名 \_\_\_\_\_

(連絡先 \_\_\_\_\_)

下記の農地について、形状（田の嵩上げ ・ 畑地転換）を変更したいのでお届けします。

## 記

### 1. 変更しようとする農地の所在・地番・地目等

大 字	小 字	地 番	地 目	面 積	備 考
				m <sup>2</sup>	

### 2. 変更の事由

### 3. 変更の時期（1年未満で更新も可）

令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

### 4. その他参考となるべき事項

請負業者名

### 5. 添付書類

土地の位置図、公図、現況写真、承諾書、造成計画図（取水・排水の明示）、横断図、  
営農計画書、その他必要な書類



## 別 記 条 件

1. 申請書に記載された事業計画並びに承諾者の条件を厳守してください。
2. 承認済標識は、必ず表示してください。
3. (総会許可時の条件を記入)
4. (総会許可時の条件を記入)

### 「注意事項」

申請書に記載された事業計画並びに承諾者の条件を厳守されないときは、承認の取り消し、若しくは工事の停止、原状回復の措置等を取るべきことを命じることがあります。

### 「指導事項」

1. 官民境界を確定して下さい。
2. 周辺農地に迷惑が及ぶことのないよう、草刈等を行い農地周辺の管理を徹底すること。
3. 事業完了後3年間は農地として利用して下さい。
4. 盛土は耕土を使用して下さい。  
(なお耕土とは、耕作に適する土で「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和45年法律第137号)第2条に規定する廃棄物(産業廃棄物・一般廃棄物・特別管理廃棄物等)が混入していない土をいう。)
5. 工期は原則1年間です。更新も可能です。(更新される場合は、届出をお願いします)
6. (他法令の手続きが必要な場合は記入)

様式第6号

令和 年 月 日

与謝野町農業委員会 様

住所

氏名

農地形状変更完了報告書

農地形状変更の承認に係る事業の完了を下記のとおり報告します。

記

- 1 承認年月日及び許可番号  
令和 年 月 日  
与農委会第 号
- 2 承認に係る土地の表示  
所在 与謝郡与謝野町字  
地目  
面積
- 3 農地形状変更の目的
- 4 事業の完了時期  
令和 年 月 日

様式第7号

令和 年 月 日

与謝野町農業委員会長 様

住所  
氏名

農地形状変更申請届出取下申出書

農地形状変更の承認に係る事業の取下げを申出いたします。

記

- 1 承認年月日及び許可番号  
令和 年 月 日  
与農委会第 号
- 2 承認に係る土地の表示  
所在 与謝郡与謝野町字  
地目  
面積
- 3 農地形状変更の目的
- 4 事業中止の事由

様式第8号

# 形状変更工期延長届出書

令和 年 月 日

与謝野町農業委員会  
会長

様

住所 \_\_\_\_\_

届出人

氏名 \_\_\_\_\_

連絡先 TEL \_\_\_\_\_

下記の土地について、形状変更の工期を延長したいので届出ます。

記

1. 変更しようとする土地の所在・地番・地目等

大字	小字	地番	地目	面積	備考
				m <sup>2</sup>	

2. 工期延長の事由

3. 工期延長後の工期（1年未満）

令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

4. その他参考となるべき事項

請負業者名

進捗状況 %

5. 添付書類

土地の位置図、現況写真、現時点の横断図

## 9. 農地法許可申請等に必要な添付資料一覧表

与謝野町農業委員会

H24.3

凡例		◎	法令などで添付が明記されている書類						
		○	記載事項の確認等のため不可欠で、法定の参考資料として添付を求める書類						
		●	審議を行う上で、丹後広域振興局管内で統一したもの						
添付書類名	適用	3条	4条	5条	転用事業計画変更		形状変更	非農地	
		町許可	府許可	府許可	事業者継承	転用目的変更	町許可	町承認	
	提出部数	1部	2部	2部	2部	2部	1部	1部	
全部事項証明書(原本)		◎	◎	◎	◎	◎		●	
申請農地の位置図		○	◎	◎	◎	◎	●	●	
申請農地の公図(写し)		○	◎	◎	◎	◎	●	●	
法人登記事項証明書	法人申請の場合	○	◎	◎	◎	◎			
定款又は寄附行為写し		◎	◎	◎	◎	◎			
意思決定機関議事録の写し		○	○	○	○	○			
組員名簿又は株主名簿等	農業生産法人からの申請の場合	◎							
規則10条2項5号で定める書類		◎							
規則10条2項7号の契約書写し	法3条3項適用の場合	◎							
法3条3項3号の執行役員証明		◎							
施行令6条1項2号ロを確認できる書類	施行令6条1項2号適用の場合	◎							
営農計画書(農業経営計画書)		○					●		
誓約書		●							
耕作状況等証明書		○							
住民票の写し		●	●	●					
戸籍謄本(*)	住居・生計を異にする二親等内親族を確認する場合	○							
資金証明書(残高証明書等)			◎	◎	◎	◎			
転用事業に要する経費の証明			◎	◎	◎	◎			
水利権・用排水権者同意書	関係権利者がいる場合		◎	◎	◎	◎	●		
小作権者同意書又は18条許可書、地上権者等同意書			◎	◎	◎	◎			
里道・水路等管理権者等同意書			◎	◎	◎	◎			
隣接農地所有者・耕作者同意書				●	●	●	●		
転用事業計画書			○	○	○	○			
転用事業に必要な資格・免許写し	転用事業に資格・免許が必要な場合		○	○	○	○			
土地利用計画図、造成断面図			◎	◎	◎	◎	●		
用排水計画図			◎	◎	◎	◎			
転用目的と同じ既存施設を有する場合の状況調査	既存施設を有する場合		○	○	○	○			
他法令許可等の手続き状況を確認する書類	他法令の許可等が必要な場合		◎	◎	◎	◎			
規則10条1項各号に該当することを証明する書類	単独申請の場合	◎		◎					
現地写真		●	●	●	●	●	●	●	
委任状	代理申請の場合など	○	○	○	○	○	○	○	
申請確認書		○	○	○	○	○	○	○	

※ 提出部数が2部の場合は、1部原本、1部コピーで提出して下さい。